平成２２年（フ）第３９８号
山口県下関市長府川端２丁目３番３号
債務者　町田　良人
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３９９号
山口県下関市丸山町３丁目13番１号
債務者　金本勇こと　金　　福根
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４０２号
山口県下関市長府八幡町２番24―212号
債務者　平家　信夫
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４０３号
山口県下関市彦島桜ケ丘町３番８号、前住所山口県下関市一の宮町４丁目15番１―603号
債務者　平家　広史
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４９５号
福岡県久留米市三潴町高三潴185番地４
債務者　八山冨士子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１００号
福岡県八女市津江186番地４上妻団地73棟404号
債務者　村上　朋香
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１０４号
福岡県八女市立花町原島317番地
債務者　山口　尚哉
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１０５号
福岡県八女郡広川町大字川上735番地１　レガロ・ヒロⅠ棟203号
債務者　紫牟田麻美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第９５２号
北九州市八幡西区南王子町12番15号　202
債務者　田中　喜和
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３１９号
北九州市八幡西区則松２丁目８番３―207号
債務者　田中　哲也（旧姓濵野）
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３２０号
北九州市八幡東区春の町２―８―23第二吉松ビル301
債務者　大西　克義
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３２１号
北九州市八幡西区東折尾町10番13号
債務者　浦田　里美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３３５号
北九州市門司区上二十町９番３―204号
債務者　佐藤　幸一
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３５０号
北九州市八幡西区町上津役西３丁目14番10号
債務者　中川　和子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３６３号
北九州市八幡西区浅川台２丁目１番８―205号
債務者　篠﨑　忠幸
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３６４号
北九州市八幡西区浅川台２丁目１番８―205号
債務者　篠﨑　　瞳
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３９５号
北九州市小倉南区朽網東１丁目８番43号
債務者　本多　恵子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３号
佐賀県唐津市神田617番地11
債務者　川上　信雄
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

第明治三二十種郵便物認可